社会福祉法人貴静会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人貴静会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとし、職員を兼務するものには支払わない。

	報	酬 (日額)	費	用	弁	償	(日額)
理事会出席報酬等		10,000円				2	,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報	酬(日額)	費	用	弁	償	(日額)
評議員会出席報酬等		10,000円				2	,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事長及び常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の ための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。 ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとし、

必ずしも職員と同等の勤務時間を要求するものではない。

- 3 前項役員の本給の額は、業務内容を勘案のうえ、別表2の俸給表に従い理事会で決定する。また、役員の報酬の支給方法及び支給日は、本会の職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。尚、通勤手当については、原則本会の職員の通勤手当に準じることとし、勤務実態に合わせて支払う。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び 運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費 を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を 支給することができる。

旅費	宿泊費 (日額)	報酬(日額)	その他
実費	20,000円	10,000 円	実

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、 この規程を適用することができる。

附則

- この規程は、平成29年6月24日より適用する。
- この規定は、令和 5年3月25日より改訂し、適用する。

別表1

名称			報	画州	実費弁償費	備	考	
理 事	長 業 務	報酬等(日額	2	Ο,	000円	2,000円		
常務	理事業務	報酬等(月額	1	5,	000円	2,000円	職員とい	の兼務 ハ場合
理事及	び評議員業	務報酬等(日額) 1	Ο,	000円	2,000円		
監事	監査指導	報酬等(日額	1	Ο,	000円	2,000円		